

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	苫小牧市 市民税関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、市民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

苫小牧市長

## 公表日

平成31年1月4日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市民税関連事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。</p> <p>市民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税と、道府県が課すことのできる道府県民税がある。</p> <p>市町村民税および道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、道府県民税については、地方税法第41条により当該市町村の市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行うものとされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市番号利用の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税対象者情報の準備</li><li>②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領</li><li>③生活保護、障害者控除関係情報の確認</li><li>④他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認</li><li>⑤課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付</li><li>⑥苫小牧市市条例に規定された業務及び各機関に対する所得情報の提供及び移転</li></ul> <p>&lt;中間サーバーについて&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	

- (1)課税対象者情報ファイル
- (2)課税資料ファイル
- (3)課税台帳情報ファイル
- (4)収納情報ファイル
- (5)滞納情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>&lt;情報照会の根拠&gt; ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2</p>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部市民税課、財政部納稅課
②所属長の役職名	財政部市民税課長、財政部納稅課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス:siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
	財政部納稅課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス:nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス:siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
	財政部納稅課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス:nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)  ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 第20条  (情報照会の根拠) 項番27  (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、74、80、84、 87、91、92、94、97、101、102、103、10 6、107、108、113、114、115、116、11 7、120	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条  <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、 3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2 8、29、31、34、35、37、39、40、42、48、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、6 6、67、70、71、74、80、84、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、10 8、113、114、115、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第2 2条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、 第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、 第33条、第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第40条、第43条、第4 3条の3、第44条、第44条の2、第45条、第4 7条、第49条、第49条の2、第50条、第51 条、第53条、第54条、第55条、第58条、第5 9条、第59条の2	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	財政部市民税課、財政部納稅課、財政部税制 課	財政部市民税課、財政部納稅課	事後	機構改革に伴う所管部署の変 更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施期機関における担当部署 ②所属長の役職名	財政部資産税課長 小玉 巧、財政部納稅課長 米森 正見、財政部税制課長事務取扱 梶川 広樹	財政部資産税課長、財政部納稅課長、財政部市民税課長	事後	機構改革に伴う所管部署の変更及び様式改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6244 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp  財政部納稅課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp  財政部税制課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-32-6266 メールアドレス: zeisei@city.tomakomai.hokkaido.jp	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6244 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp  財政部納稅課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年7月13日時点	事後	計数時点の更新